

1965年に日韓両国が国交を正常化させた時の日韓条約の一つに「紛争の解決に関する交換公文」がある。竹島問題の解決はできなかつたものの、問題解決のめどだけはつけようとして、日本が韓国を説得して作成したものである。

日本戦略研究所研究全員障保研究員藤井 賢二



文言である。  
交換公文作成のための討議は6月22日の日韓条約に関する主権に関する紛争」を含むという文言があつた。韓国は「竹島を特記すること」に反対し、その後の日本側案でこの

## 火説論 風発

▷540

### 竹島問題を考える

## 紛争の解決に関する交換公文

合意がある場合を除くほか、両国間の紛争は、まづ、外交上の経路を通じて解決するものとし、これにより解決することができなかつた場合は、両国政府が合意する手続きに従い、調停によって解決を図るものとする」が

約署名前の数日間で行われた。最初の日本側案には、「紛争」は「竹島に対する主権に関する紛争」を含むという文言があつた。韓国は「竹島を特記すること」に反対し、その後の日本側案でこの

文言はなくなつた。国交正常化を優先する日本は韓国に配慮したのである。2016年に韓国の慶尚北道独島史料研究会が

発表した「竹島問題100問100答再批判で、0問100答再批判で、国防大学の金炳烈氏は、「竹島に交換公文について次のよう主張した（「独島問題は韓日基本関係諸条約及び協定で終わつた問題だ」）。

「一般的に、条約文は書かれている限りに解釈される」とおりに解釈されると、その中に「竹島は含まれない」と解釈しなければならぬ、これによつて1965年の基本関係諸条約及

「兩國間に生じる紛争」とするよう求めた。「紛争」を将来の紛争のことと解釈しなければならないが、それは既に終わつたと見ることで、韓国に幾度となく抗議したことからこそ「兩國間に生じる紛争」に変えようとした。そして、韓国が要求を撤回したことであ

り、韓国は要求を撤回し、韓国は「兩國間に生じる紛争」をたたかたのではある。そもそも、「兩國間に生じる紛争」が

想をこえた譲歩であるのだ。

交換公文は竹島問題解決のために作成されたの

ために、竹島問題を含む他の合意が存在しない限り、「兩國間に生じる紛争」が原則だ。従つて、日本側案から竹島問題を含むことがさらに明確になつた。

ふじい・けんじ 島根

県吉賀町出身。同県竹島問題研究会研究委員。